

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東白川村は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

東白川村長

## 公表日

令和7年12月12日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新型インフルエンザ等予防接種の予診票の発行、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。特定個人情報は、以下の場合に使用する。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
新型インフルエンザ等予防接種接種履歴管理ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第10項、第93-2項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報伝達の根拠】番号法第19条の2 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 【情報提供の根拠】番号法第10条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	村民福祉課
②所属長の役職名	村民福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東白川村総務課行政係 〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 0574-78-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東白川村総務課行政係 〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 0574-78-3111

**9. 規則第9条第2項の適用**

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      課題が残されている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順が「マニュアル化されて」いないが、 特定個人情報を受け渡す際は事前に暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことを複数人で行っている。 又、USBメモリは、施錠、保管がされている。	

## 9. 監査

実施の有無  自己点検  内部監査  外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報のファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。 USBメモリは施錠のできる所に保管している。 受け渡す際は事前に暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底徹底している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するため健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するため健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	番号法第9条第1項、別表第一項93-2	番号法第9条第1項、別表第一項93-2	事後	
令和3年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一項93-2	番号法第9条第1項、別表第一項93-2	事後	
令和3年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	別表第2項番115の2	(特定個人情報の照会)	事後	
令和3年12月28日	II しきい値判断項目	令和3年3月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新型インフルエンザ等予防接種の予	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、新型インフルエンザ等予防接種の予	事後	
令和6年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム	(特定個人情報の照会)	【情報照会の根拠】番号法第19条8号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項	事後	
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和7年12月12日	I 5 ② 部署	保健福祉課	村民福祉課	事後	
令和7年12月12日	I 5 ② 評価実施機関における担当部署 所属長の役職	保健福祉課長	村民福祉課長	事後	
令和7年12月12日	IVリスク対策 8.人手を介させる作業		令和7年12月12日 時点	事後	
令和7年12月12日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら		令和7年12月12日 時点	事後	